

環境配慮型材料技術の環境証明事業 料金規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人日本建築総合試験所（以下、「法人」という。）が定める環境配慮型材料技術の環境証明 業務規程（以下、「業務規程」という。）に基づき、法人が実施する環境配慮型材料技術の環境証明（以下、「環境証明」という。）に係る料金（以下、「環境証明料金」という。）に関し、必要事項を定めるものである。

(環境証明料金)

- 第2条 法人は、環境証明の申込を受けたとき、別表第1に掲げる額の料金の請求書を発行する。
なお、別表第1に示す新規、更新及び変更の料金には、環境配慮型材料技術の環境証明書（以下、「証明書」という。）1部の発行費用を含む。
- 2 共同申込の場合は、2社目以降の申込者数及び申込の業務内容によって、別表第2に掲げる共同申込料金を前項の料金に加算する。なお、新規、改定及び軽微な改定の場合には、各共同申込者への証明書1部の発行費用を含む。

(環境証明の追加料金)

- 第3条 法人は、次の各号に該当するとき、前条の請求とは別に追加費用を請求できる。
- 一 環境証明において、評価専門委員会の開催回数が新規で3回以上になる場合、1開催あたり200,000円(消費税等10%を含み220,000円)の追加料金
 - 二 証明書の発行に際して、申込者より追加発行を求められた場合、1件ごとに10,000円(消費税等10%を含み11,000円)の手数料

(その他の費用)

第4条 第2条及び第3条の規定にかかわらず、法人は申込者と協議のうえ、必要と認められる費用については、別途請求することができる。

(環境証明料金の減額)

第5条 環境証明の業務が効率的に実施できると法人が判断した場合は、第2条及び第3条に掲げる料金等を減額して適用することができる。

(環境証明料金等の納入)

- 第6条 料金等の納入は、法人の指定する金融機関への振込によるものとする。
- 2 前項にかかわらず、法人が認める場合においては、申込者の要望による別の納入方法によることができる。
- 3 前2項において、料金等の納入に要する費用は、申込者の負担とする。

(環境証明料金等の還付)

第7条 業務規程第26条に基づく料金等の還付は、申込者の指定する金融機関への振込によるものとする。この場合、料金等の還付に要する費用は、法人の負担とする。

別表第1 環境証明料金

内容		環境証明料金 (括弧内は消費税等10%を含む料金)	
		申込料	証明料
新規	新規に証明を行う場合	100,000円 (110,000円)	1,000,000円 (1,100,000円)
変更	改定 技術の内容を変更する場合	100,000円 (110,000円)	800,000円 (880,000円)
	軽微な改定 技術の変更内容が軽微な場合	100,000円 (110,000円)	200,000円 (220,000円)
	追補 技術の内容に関わらない変更の場合	—	30,000円 (33,000円)
再交付	証明書1部を再交付する場合	—	10,000円 (11,000円)

注) 別表第1は対象技術が業務規程第3条第1項第二号に該当する場合の料金。対象技術が業務規程第3条第1項第一号に該当する場合は、建設材料技術認証・証明事業 業務規程に従う。

別表第2 環境証明における共同申込の場合の加算料金

申込者数(n)	2	3	4	5	6以上
新規	150,000円 (165,000円)	300,000円 (330,000円)	375,000円 (412,500円)	450,000円 (495,000円)	450,000+50,000(n-5)円 (495,000+55,000(n-5)円)
改定	新規の1/2				
軽微な改定	新規の1/2				
追補	不要				
再交付	不要				

注) ()内は消費税10%を含む料金。